



鳥取県公報

平成14年6月4日(火)
第7388号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (322) (経済交流課)	1
	土地改良区の役員の退任 (323) (耕地課)	3
	土地改良法による換地処分 (324) (〃)	3
	漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意 (325) (水産課)	3
	開発行為に関する工事の完了 (326) (都市計画課)	4
選管告示	選挙管理委員会の招集 (49)	4
公 告	調理師試験の実施 (健康対策課)	4
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課)	6
調達公告	随意契約の相手方の決定 (3件) (病院局総務課)	7

告 示

鳥取県告示第322号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成14年6月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

米子しんまち

米子市西福原二丁目1-10

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数

変更前 米子しんまち立体駐車場 3か所

米子しんまち正面第1駐車場 2か所

米子しんまち第2駐車場 4か所

米子しんまち第3駐車場 2か所

計11か所

変更後 米子しんまち立体駐車場 3か所

米子しんまち正面第1駐車場 3か所
米子しんまち第2駐車場 4か所
米子しんまち第3駐車場 2か所
計12か所

(イ) 位置 6の書類に記載のとおり

3 変更年月日

平成14年5月18日

4 届出年月日

平成14年5月17日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、所在地及び代表者の氏名

(ア) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ワイエヌティ 代表取締役 戸田 至
米子市西福原二丁目1-10

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社米子しんまち天満屋 代表取締役社長 伊原木 隆太
米子市西福原二丁目1-10

その他 6の書類に記載のとおり

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

20,900㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 米子しんまち立体駐車場 451台
米子しんまち第1駐車場 86台
米子しんまち第2駐車場 248台
米子しんまち第3駐車場 107台
計892台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 170台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容面積 253㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 容量 190.4㎡

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時まで

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時から午後8時まで

6 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成14年6月4日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部県民局

米子市加茂町一丁目1

米子市経済部商工課

9 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第323号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり気高町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成14年6月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 吉田 廉 気高郡気高町大字富吉216

平成14年4月5日退任

鳥取県告示第324号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る明治地区（横原工区）の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成14年6月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第325号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、鳥取中央加入区及び米子加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認められたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成14年6月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第326号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成14年6月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成14年2月8日 鳥取県指令都計30第3424号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
日野郡溝口町金屋谷
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
日野郡溝口町溝口647
溝口町
溝口町長 住田圭成

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第49号

平成14年第10回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成14年6月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成14年6月7日（金） 午後2時15分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題
(1) 若桜町長選挙に係る審査申立てについて
(2) その他

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による調理師試験を次のとおり実施する。

平成14年6月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 受験資格
学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（調理師法附則第3項に規定する者を含む。）で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に

従事したもの

2 試験の日時

平成14年9月5日(木) 午前8時50分から正午まで

3 試験の場所

次の各試験会場のうち、受験者の希望する試験場

鳥取会場	鳥取県庁講堂(鳥取市東町一丁目220)
倉吉会場	鳥取県中部総合事務所大会議室(倉吉市東巖城町2)
米子会場	鳥取県西部総合事務所講堂(米子市糺町一丁目160)

4 試験科目及び実施方法

次の科目からそれぞれ四肢択一式に出題する。

- (1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 栄養学 (4) 食品学
(5) 食品衛生学 (6) 調理理論 (7) 食文化概論

5 受験手続

(1) 書類の提出先

ア 県内居住者 最寄りの保健所又は保健所支所

イ 県外居住者 受験希望地を管轄する保健所

(2) 提出書類

ア 受験願書(所定の様式によること。)

イ 中学校以上の学校の卒業証明書又は卒業証明書の写し(卒業証書の氏名が婚姻その他の理由により現在の氏名と異なっている場合は、戸籍抄本を添付すること。)

ウ 中学校以上の学校を卒業した者以外にあっては、調理師法施行規則附則第3項第7号の規定により、厚生労働大臣が旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者と同等以上の学力を有することを証した認定書

エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類(所定の様式によること。)

オ 写真(出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。)

(3) 受験に関する書類の提出期間

平成14年7月11日(木)から同月18日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)なお、郵送の場合は、平成14年7月18日(木)までの消印のあるものを有効とする。

6 受験手数料及びその納入方法

(1) 受験手数料 6,100円

(2) 納入方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

7 その他

(1) 合格者の発表は、原則として試験後21日以内に各保健所及び各保健所支所において合格者の受験番号を掲示して行う。

なお、合格者には、受験願書を提出した保健所又は保健所支所で合格証書を交付する。

(2) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(3) 受験の詳細については、鳥取県福祉保健部健康対策課(鳥取市東町一丁目220)又は最寄りの保健所若

しくは保健所支所に問い合わせること。

問合せ先の電話番号は次のとおり

- ・健康対策課 (0857 - 26 - 7153)
- ・鳥取保健所 (0857 - 22 - 5162)
- ・倉吉保健所 (0858 - 23 - 3149)
- ・米子保健所 (0859 - 31 - 9320)
- ・鳥取県保健所郡家支所 (0858 - 72 - 0132)
- ・日野保健所 (0859 - 72 - 0041)

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成14年6月4日

鳥取県公安委員会委員長 米 原 正 博

1 講習の種類及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成14年7月2日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市鞆町一丁目151 鳥取県米子警察署 3階講堂	八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の 各警察署の管内に居住する者
	平成14年7月16日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署 3階講堂	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管 内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

3時間

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合は、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年6月4日

鳥取県営病院事業管理者 林 喜 久 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 総合医療情報システムの管理運営等業務 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 契 約 日 平成14年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び 財団法人鳥取県情報センター
所在地 鳥取市東町一丁目220
- 5 契 約 金 額 38,783,010円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項
第2号に該当
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院事務局総務課
及び所在地 鳥取市江津730

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年6月4日

鳥取県営病院事業管理者 林 喜 久 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 医事計算システムの管理業務 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 契 約 日 平成14年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び 財団法人鳥取県情報センター
所在地 鳥取市東町一丁目220
- 5 契 約 金 額 78,999,795円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項
第2号に該当
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院事務局医事課
及び所在地 鳥取市江津730

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年6月4日

鳥取県営病院事業管理者 林

喜 久 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 総合医療情報システムの管理運営等業務 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 契 約 日 平成14年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び
所在地 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220
- 5 契 約 金 額 100,487,520円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項
第2号に該当
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県立厚生病院事務局経営課
及び所在地 倉吉市東昭和町150